

平成 25 年 6 月 17 日

建築行政ご担当者様

非営利型一般社団法人日本トレーラーハウス協会
代表理事



毎日のご公務お疲れ様です。

昨年 12 月 27 日に国土交通省自動車局より「トレーラーハウスの運行に関わる制度改正」が行われ、約 6 ヶ月が経過いたしました。

この制度改正により「保安基準を超えたトレーラーハウスは特殊車両通行許可を取得して運行する」ことが法制化されましたが、この法律を遵守した上で運行している会社が未だ少なく、貴課には大変ご迷惑をおかけしております。

当協会では日本建築行政会議の「車両を利用した工作物」にある「車両」の解釈を「法で定められた自動車」として解釈をしております。

以上のことから協会では下記のように考えます。

- 保安基準第 2 条の制限を越えたトレーラーハウスは基準緩和の認定を受け、特殊車両通行許可を取得する。
- 保安基準第 2 条の制限以内のトレーラーハウスは日本の法律で解釈した場合、車検を取得しなければならない。

当協会は現行法遵守を第一に考え、上記の要件を加盟会社に徹底すると共に業界全体に広めて行きたいと考えております。

又トレーラーハウス設置の条件として今後は下記の要件も遵守し、脱法行為にならないよう加盟各社・業界全体に周知徹底をいたします。

- トレーラーハウスは車輪が付いていることから、永久的に設置するものはすぐわないと考えます。
- 本拠地として永住するための住居には車輪が付いている必要がなく、建築物で行うべきであり、トレーラーハウスである必要性はないと考えます。

トレーラーハウスは、震災時の活用や事務所・店舗等においてスクラップアンドビルドが必要なくいつでも移動できることから、その経済性や環境性にも考慮したものと考えます。

今後も違法なトレーラーハウスをなくしていくよう努力していきますので、ご理解頂けますようお願い申し上げます。

同封書類

- ・ トレーラーハウスの法的な分類について
- ・ 基準緩和認定書の表紙の写し（見本） 特殊車両通行許可の表紙の写し（見本）
- ・ トレーラーハウス設置検査基準マニュアル

上記書類を参考にして頂ければ幸いです。

トレーラーハウスの法的な分類について

「基準緩和自動車の認定要領について」(平成19年9月19日付 自技第193号)の一部改正により、トレーラーハウスについて、用語の定義を規定したうえで基準緩和の認定を申請することができる自動車として追加されました。(平成24年12月27日付け「トレーラ・ハウスの運行に関わる制度改正」)

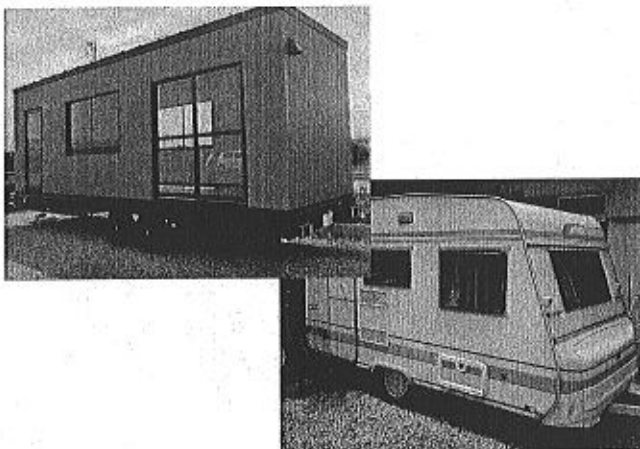
>(用語の定義)

「トレーラ・ハウス」とは、住居、店舗、事務営業所、公共施設等として使用するための施設・工作物を有する被けん引自動車であって、その大きさが保安基準第2条の制限を超えているもの。

上記の通り、この度の制度改正では保安基準第2条の制限を超えたトレーラーハウスが自動車として特殊車両通行許可が取得できる自動車として追加されましたが、保安基準内のトレーラーハウスには触れられておりません。

当協会では、保安基準内のものは説明するまでもなく、現行法令に基づき車検を取得しなければならない、と解釈し「車検取得が望ましい」と判断いたします。

保安基準内のトレーラーハウス



保安基準第2条の制限を超えないもの

- ・車幅2500mm未満
- ・全長12000mm未満
- ・全高3800mm未満



車検取得が望ましい

保安基準外のトレーラーハウス



保安基準第2条の制限を超えるもの

- ・車幅2500mm以上
- ・全長12000mm以上
- ・全高3800mm以上



・各地方運輸局での基準緩和認定
・通行経路にあたる道路管理者
(国道事務所等)の特殊車両通行許可
以上を取得しなければならない

トレーラーハウス設置の際は「車両を利用した工作物」という車両の法的根拠として、

- ・保安基準内のものは車検証の写し
 - ・保安基準外の場合は基準緩和認定書の写し、特殊車両通行許可証の写し
- の確認をご周知いただけますようお願い申し上げます。